

人間文化研究機構総合人間文化研究推進センター組織運営規程

平成28年3月28日

人間文化研究機構規程第136号

平成28年6月13日改正

平成29年3月27日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第26条に基づき、人間文化研究機構総合人間文化研究推進センター（以下「推進センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進センターは、学術研究の現代的要請である4つの方向性（挑戦性・融合性・総合性・国際性）を先導するために人間文化研究機構が設置する6つの大学共同利用機関（以下「機関」という。）の相互の連携を深めつつ、国内外の大学等研究機関と連携し、異分野融合による研究の総合化・高度化を図り、現代社会における諸課題の解明に向けて、「基幹研究プロジェクト」をはじめとする人間文化の総合的研究を推進するための必要な事業を行う。これらの事業を通じて、総合情報発信センターと協働して研究成果を国内外に広く発信・共有し、また高度な学術研究能力と共同研究のマネジメント力を有する人材を育成する。

(業務)

第3条 推進センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基幹研究プロジェクトに係る企画・運営等に関すること。
- (2) 博物館・展示を活用した最先端研究の可視化・高度化事業（以下「可視化・高度化事業」という。）に係る企画・運営等に関すること。
- (3) 基幹研究プロジェクト及び可視化・高度化事業の評価に関すること。
- (4) 若手研究者育成に関すること。
- (5) その他、推進センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 推進センターに、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 推進センター長
- (2) 副推進センター長
- (3) 推進センター員
- (4) 推進センター研究員

(推進センター長)

第5条 推進センター長は、推進センターの業務を統括する。

2 推進センター長は、機構長が指名する者をもって充てる。

(副推進センター長)

第6条 副推進センター長は、推進センター長の職務を補佐する。

2 副推進センター長は、機構長が指名する者をもって充てる。

(推進センター員)

第7条 推進センター員は、推進センターが実施する業務全体の企画・運営等に係る業務に従事する。

2 推進センター員は、機関の長が推薦する研究教育職員各1名の兼務とする。

3 推進センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進センター研究員)

第8条 推進センター研究員は、推進センター及び基幹研究プロジェクトを実施する機関に配置または基幹研究プロジェクトを実施する大学等へ派遣されるものとする。

2 推進センターに配置される推進センター研究員は、推進センターが実施する業務のうち、推進センター長の命に基づき担当する業務の企画・運営に従事するとともに、当該業務の実施に必要な調査・研究を行う。

3 推進センターから基幹研究プロジェクトを実施する機関に配置または大学等に派遣される推進センター研究員は、当該基幹研究プロジェクトが実施する業務の企画・運営に従事するとともに、当該基幹研究プロジェクトの研究に参画する。

(運営委員会)

第9条 推進センターが行う事業に関する重要事項を審議するため、総合人間文化研究推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 推進センター長

(2) 副推進センター長

(3) 機関の長が機関を代表する者として推薦する研究教育職員 各1名

(4) 機関の長が推薦する機構外の学識経験者のうちから機構長が委嘱する者 各1名

(5) その他機構長が必要と認める者

3 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(センター会議)

第10条 推進センターが行う事業について協議調整するため、推進センターに推進センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

- 2 センター会議は、第4条に掲げる者（ただし、推進センター研究員に関しては、推進センター及び機関に配置される者に限る。）及び推進センター長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 センター会議は、推進センター長が招集し主宰する。
- 4 センター会議に関し必要な事項は、推進センター長が定める。

(推進評議会)

第11条 基幹研究プロジェクト（機関拠点型基幹研究を除く。）の進捗管理を行い、その適切な推進を図るため、以下の推進評議会を置く。

- (1) 広領域連携型基幹研究推進評議会
 - (2) ネットワーク型基幹研究地域研究推進事業推進評議会
 - (3) ネットワーク型基幹研究日本関連在外資料調査研究・活用事業推進評議会
- 2 各推進評議会の任務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 所掌する基幹研究プロジェクト（以下「所掌プロジェクト」という。）の実施状況に関する評価及び助言
 - (2) 所掌プロジェクトの終了時の実績評価
 - (3) その他、所掌プロジェクトの推進を図るため必要な事項
- 3 各推進評議会は、次に掲げる委員で組織する。
- (1) 推進センター長
 - (2) 副推進センター長
 - (3) 所掌プロジェクトの研究分野に関し学識経験を有する機構外の研究者等から機構長が委嘱する者
- 4 前項第3号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進評議会の運営に関し必要な事項は、推進センター長が別に定める。

(特定事業の推進に係る推進委員会)

第12条 機構長が指定する特定の事業に関する取り組みを企画、実施するため、推進センターに当該事業に係る推進委員会を置くことができる。

(センター事務)

第13条 推進センターに関する事務は、センター事務室において行う。

- 2 センター事務室の組織等については別に定める。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、推進センターの組織及び運営に関し必要な事項は機構長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。